

天保四辰年

甲州路 御通行 御景城御道中御勘定帳

寛政十年年

御入部御道中御勘定帳

文化十二亥年

天真院様 御霊骨御道中御勘定帳

文政七申年

御入部御道中御勘定帳

文政十一子年

大暁院様 御尊骸御道中御勘定帳

弘化三年年

日光 御社参上州御通行 御景城御道中御勘定帳

寛政二戌年

一 南部坂御奥御普請御勘定帳

同年

一 三千姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同八辰年

一 貴姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同年

一 貴姫様 御婚礼御用御腰物并御小道具帳

同十年年

一 おね姫様 御婚礼一巻御勘定帳

同年

一 御隠居 御家督諸向品々御入料一紙御勘定帳

右之外貞享年中より御座候品々、御帳共御元方より一同書上仕候

一 支配之者江被仰渡候御書付之類、御元方より一同書上仕候

当御役人数多少宝曆已前御元方一同相勤候付相分不申候

一 宝曆六子年より安永五申年迄之間式人三人二而相勤、安永六酉年より寛政四子年迄之間三人四人二而相勤申候、寛政五丑年已来三人より五人迄二而相勤候処、文化年中よりは追年御用多罷成候付、多分四人五人二而相勤申候

但御納戸役と隔年詰番被 仰付候、同役四人ノ節老人出付仕三人ニ罷成候得は御元方より助被 仰渡候之節も御座候、且先年は御元方江詰番被 仰付候義も御座候

天保十一子年御役方交代、向後二月九日御在所出立、着日より十二日限り惣御用向相仕廻出立相伺候様、尤日合も可成丈果散取候様相心得御取計、且臨時御用等有之手間取定日交代難相成節は前永ニ可申立旨被仰渡候

(役人履歴略、前掲別表参照)

支配之者員数

御足輕奉行より

一物書小頭四人

請取人

文化七年年迄式人御渡被成下候処御役方御用多被成候二付申立仕者人御増被成下候、
右已来追年御用多被成、猶亦申立仕文政七甲年迄人御増被成下候

一御徳居

(貼紙)

伊勢町

重兵衛

右御役方御徳居申付

紺屋町

伊兵衛 (貼紙) 「嘉永 年 / 御徳居御免」

右は文化八末年十二月御弘方御徳居被 仰付候

一御金番八人 御城番組

御城内同心頭より

請取人

右は御元方一同

一小納戸八人

居付人

右は御元方御納戸共一同

一御劔師

山上久作

一御鞘師

紺屋町

清七

(貼紙)

「安政三辰年

柄卷師

三月

鍛冶町

喜一郎

右は御腰物方御徳居申付之

右は御元方一同

右は御元方一同支配仕候、勤方方端御元方より書上仕候付不申上候

右之外御刀鍛冶・御劔師其外共先年支配仕、当時無御座候分御元方より書上仕候付
不申上候

三人 御城番組より

一使番并番人共兼六人内

出人

三人 割番所より

右は御元方御納戸共一同取扱仕候、委細御元方より申上候

勤方年中行事

一 正月

四日 出役諸帳面取扱前年御残新帳江引替申候

六日 出役

十一日 出役、御役所開二付御酒御肴頂戴仕候

同日 前年勤書差出 但物書之者勤書御元方一同取調差出申候

十二日 從今日日勤

同月中前年御益相立候品々取調御元方一同書上仕候

同月中大般若祈祷出役 但御元方老人・御弘方老人熨斗目麻上下着用、尤前日御檀錢
為仕候

一 毎月十四日朝御役所大掃除、御元方申合老人宛罷出小納戸惣出掃除為仕候

一 毎月十五日諸上納金銭書上帳江前月御残金銭差引書小札附差出申候

一 毎月晦日金銭諸払御元方一同取調御勝手元小役江申遣突合仕候

但十二月大月廿九日小月廿八日突合仕候

一 五月

六日 休

同月中大般若御祈祷日出役 但正月同断

綿帷子麻上下

一 六月中御家中定府并長瀬府之面々七月渡御切米金差出申候

一 七月

朔日 御在城之節御盆柵飾之義被仰渡候

九日より十一日迄御家中上下金御切米渡仕候

十三日 御盆柵飾御元方御納戸共惣出

十四日より十六日昼迄御元方御納戸共申合一同六人宛代合出役

御在府之節は十四日より十六日迄休

同月十二月諸払御勘定相極御残金銭御日記江引合、三役立合之上御余慶方江内
預仕候

一 八月 御祭礼両日休

一 九月 舞鶴山 御両宮

御祭礼日休

同月中大般若御祈祷日出役 但五月同断、熨斗目麻上下

一 九月十月之内御腰物御手入仕候

一 十一月御家中定府并長瀬府之面々十二月渡御切米金差出申候

一 十二月

十日より十二日迄御家中上下金御切米渡仕候

廿一日 御煤払出役御粥頂戴仕候 但御元方申合隔年老人宛

同月中旬迄二御家中長滯府之面々御手充金差出

同月中翌年正月大般若御札御家中江被下候、御札紙御元方一同取調開善寺江相渡申候

同月大月廿九日小月十八日諸御勘定相極御殘金錢御日記江引合三役立合之上御余慶方江内預仕候

一 兩殿様被為当 御星年は於開善寺正五九月御星供御祈禱、一七日之内御元方申合一日志人宛出役

一 自他差定候御用文通願同御届証文之類案詞書上仕候程之儀無御座候

一 支配之者勤方別段書上為仕候程之義無御座候

出火出水之節詰場并取計

一 出火出水共御役所江罷出候取計方万端御元方より一同書上候付不申上候

右之外御金方一同之義は御元方より書上仕候付不申上候

一 御 刷 師

青木繁三郎

右慶応元五年九月玄米志人御扶持被下置御刷師被 仰付御書請奉行より引渡二付御元方一同請取

一 慶応三卯年七月伺左之通

見出ニ認

臨時御入料御当用御払之義伺

御 払 方

近年諸向内出金御入料金高相嵩候付、取調之義被仰渡候間取調仕候处、和宮様御一件
其外近年度々之 御参府 御堀城、貞松院様 大御前様 御堀城
御参府都而臨時御入料数件御座候分、不殘諸向御払切之分迄も其御一卷御勘定帳に仕立
候迄ハ内出帳江載置候義付金高相嵩申候(割書)「其御一卷相綴候節ハ聊計之金高之証文
志通不相揃候共仕立上ケ二相成兼候」是迄数件之臨時御入料、御当用御払ニ取計御一件
帳ハ別ニ一紙帳面拵之、其時々御払切証文之分、以来追加ニ任不殘相揃候節、ハ金仕通相
極 候ハ、御差支も有御座間敷哉、左候得ハ諸向御内借之分計相成御勘定向も果敢取
可申哉奉存候間、御賢心被成下候様仕度此段奉伺候、以上

七月

御 払 方

御手紙

払方御金奉行中

赤沢助之進

別紙伺之通承済候以上

八月二日

明治二巳年十一月十六日御払方關役二相成候付、是迄之取扱金錢司金江引渡左之通

覚

当已十一月十六日御勘定帳御殘金銭辻

一金貳拾五万九千九百六拾四兩壹分貳朱

殘四万八拾貳七百八拾七文

内

十一月十六日迄諸向中借金銭辻

金拾五万九千九百三拾八兩三分壹朱

錢六千七百六拾貳百四拾貳文

同月同日迄諸向内出金銭辻

金六万四千六百八拾八兩壹分三朱

錢三万貳千八百八拾貳八百三拾七文

同月同日御上京二付合同断

金貳万四千八百四拾五兩貳分貳朱

錢百四貫五百四拾六文

同月同日迄寅 御上京二付合同断

金壹万八千八拾六兩三分

錢三百九貫七拾五文

差引

正金貳百七拾四兩三分 正金御在辻司金方江内預仕候

錢貳拾六貫七拾九文

外

同月同日迄諸向内預金銭辻

一金六千三百九拾四兩貳分三朱

錢六百七拾五貫八百貳拾三文

内

金六千貳百六兩 是迄追々御元方江内預仕置候分

金百八拾八兩貳分三朱

錢六百七拾五貫八百貳拾三文

此度司金方江内預仕候

右之通当已十一月十六日迄御払方金銭取調司金方江引渡申候、此段申上候、以上

十一月

御払方

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

ね(A)

1 真田家／家政／長国寺永続金・旧家臣借用

真田家家令・家扶

(長国寺永続金関係書留綴 明治8年1月～15年5月)		17点	ね53
長谷川半之進他八名長国寺永続金預り証文〔証書〕(長国寺永続金150円として先住畔崎榎仙よりの寄附金預りにつき) 長谷川半之進・小幡茂義・南沢喜代人他6名→長国寺鑑寺大浄寺住職佐藤隆道殿・同御世話人前島吉徳殿・小山田之安殿他5名	明治8年1月11日	縦継紙・1通	ね53-1
長谷川半之進他八名長国寺永続金預り証文〔証書〕(長国寺永続金50円として先住畔崎榎仙よりの寄附金預りにつき) 長谷川半之進・小幡茂義・南沢喜代人他6名→長国寺鑑寺大浄寺住職佐藤隆道殿・同御世話人前島吉徳殿・小山田之安殿他5名 端裏書「金五拾円証文」、端裏朱書「二」	明治8年乙亥1月26日	縦継紙・1通	ね53-2
長谷川半之進他七名長国寺手段金預り証文〔証〕(長国寺手段金100円受取並びに入用次第返済につき) 長谷川半之進・小幡茂義・飯島勝名他5名→御令扶御中 端裏朱書「五」	明治9年5月26日	縦継紙・1通	ね53-3
小山田久米長国寺手段金預り証文〔証〕(金100円預り並びに入用次第返済につき) 御家扶小山田久米→長国寺鶴沢古鏡殿・同寺御世話掛御中 端裏朱書「五添」	明治9年1月26日	縦継紙・1通	ね53-4
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金100円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝名・齊藤勝名他5名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「六」	明治12年2月16日	縦継紙・1通	ね53-5
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金50円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小島茂義・飯島勝名他5名→佐藤則善殿・久保成殿・前島好謙殿 端裏朱書「七」	明治11年寅1月26日	縦継紙・1通	ね53-6
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金80円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小島茂義・飯島勝名他5名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「八」	明治12年2月1日	縦継紙・1通	ね53-7
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金25円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝名・齊藤重固他5名→長国寺世話方前島好謙殿 端裏朱書「九」	明治12年2月11日	縦継紙・1通	ね53-8
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金17円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川	明治13年5月11日	縦紙・1通	ね53-9

2 真田家／家政／地券・土地登記

甲之進・小幡茂義・飯島勝休他4名→佐藤則善殿・前島好謙殿 端裏朱書「十一」			
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金148円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・小幡茂義・飯島勝休他4名→御家令扶御中 端裏朱書「十二」	明治13年7月1日	縦継紙・1通	ね53-10
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金32円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・飯島勝休・齊藤重固他4名→長国寺世話人前島好謙殿 端裏朱書「十四」	明治13年庚辰8月26日	縦紙・1通	ね53-11
長谷川甲之進他六名手段金預り証文〔証〕(金35円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・齊藤重固・小幡茂義他4名→前島好謙殿 端裏朱書「十五」。端裏書「辛巳二月」、端裏朱印「十五」	明治14年2月1日	縦継紙・1通	ね53-12
長谷川甲之進他二名手段金預り証文〔証〕(金66円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・長井知則・齊藤重固他3名→前島好謙殿 端裏朱書「十四年三月」、端裏朱印「十六」	明治14年3月26日	縦継紙・1通	ね53-13
長谷川甲之進他二名手段金預り証文〔証〕(金5円預り並びに入用次第返済につき) 長谷川甲之進・長井知則・齊藤重固他3名→長国寺世話人前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、端裏朱印「十八」	明治15年3月31日	縦継紙・1通	ね53-14
佐藤則通他一名手段金預り証文〔証〕(金20円預り並びに入用次第返済につき) 佐藤則通・草間一路→前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、茶色罫紙、端裏朱印「十九」	明治15年4月10日	縦紙・1通	ね53-15
小幡茂義他一名手段金預り証文〔証〕(金7円30銭預りにつき) 融通会社小幡茂義・齊藤重固→長国寺惣代前島好謙殿 朱印「長野県下松代融通会社之印」、茶色罫紙、端裏朱印「二十」	明治15年5月26日	縦継紙・1通	ね53-16
長谷川甲之進他七名手段金預り証文〔証〕(金100円預りにつき) 融通会社小幡茂義・齊藤重固他5名→小山田久米殿・前島好謙殿	明治10年丑1月11日	縦継紙・1通	ね53-17
大熊教政預り証文〔証〕(鈴木家伝来トヲカンス1個預りにつき) 大熊教政→祢津静衛殿	明治14年4月7日	縦紙・1通	ね43

2 真田家／家政／地券・土地登記

真田家家令・家扶

(地券綴 明治12年3月～20年9月)		40点	ね69
[地券](埴科郡松代町1番字殿町宅地1町1反7畝14歩、地価金426円余) 長野県→東京府芝区琴平町持主真田てい 明治21年3月16日に真田幸民の所有を	明治12年12月1日	縦紙・1通	ね69-1

確認する旨の裏書あり			
[地券](埴科郡松代町2番イ号字殿町宅地5畝歩、地価金18円余) 長野県主事埴科郡長横田数馬→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主玉川調布裏書3つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治13年6月21日	縦紙・1通	ね69-2
[地券](埴科郡松代町2番ロ号字殿町宅地3反1畝16歩、地価金114円余) 長野県主事埴科郡長横田数馬→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主小林慶治 裏書2つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治13年6月21日	縦紙・1通	ね69-3
[地券](埴科郡松代町16番字殿町城跡池沼8畝27歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書2つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-4
[地券](埴科郡松代町3番字殿町原野4畝1歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年3月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-5
[地券](埴科郡松代町1番字殿町宅地13番口ノ1字殿町城跡池沼5畝10歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年2月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-6
[地券](埴科郡松代町1番字殿町宅地13番口ノ1字殿町城跡池沼6畝2歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→東京府芝区琴平町持主真田てい 裏書1つ、明治21年2月16日に真田幸民の所有に	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-7
[地券](埴科郡松代町54番字殿町原野1反3歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-8
[地券](埴科郡松代町5番8号字殿町原野1反3畝26歩) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年2月18日	縦紙・1通	ね69-9
[地券](埴科郡清野村2千882番口号字妻女山原野4反7畝9歩、地価金96銭余) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-10
[地券](埴科郡岩野村2千853番2号字妻女山原野5畝2歩、地価金18銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-11
[地券](埴科郡岩野村2千853番8号字妻女山原野5畝2歩、地価金18銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし	明治20年4月19日	縦紙・1通	ね69-12
[地券](埴科郡松代町又2番字殿町原野3畝28	明治20年9月6日	縦紙・1通	ね69-13

2 真田家／家政／地券・土地登記

歩、地価金33銭) 長野県主事埴科郡長中島精一→同国同郡(信濃国埴科郡)松代町持主佐藤則通 裏書なし			
[地券](埴科郡東寺尾村590番字道島東畑1反分余、地価金49円余) 長野県→同国(信濃国)更科郡(埴科郡)西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-14
[地券](埴科郡東寺尾村584番道島東畑3畝6歩、地価金14円余) 長野県→同国(信濃国)更科郡(埴科郡)西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-15
[地券](埴科郡東寺尾村589番道島東畑9畝9歩、地価金42円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡西寺尾村持主五明元作 裏書2つ、明治16年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年12月20日	縦紙・1通	ね69-16
[地券](更級郡東福寺村3千413番字猫島西耕地1反2畝10歩、地価金44円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-17
[地券](更級郡東福寺村3千414番字猫島西耕地7畝16歩、地価金27円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-18
[地券](更級郡東福寺村3千416番字猫島西耕地1反1畝3歩、地価金39円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-19
[地券](更級郡東福寺村3千415番字猫島西耕地1反2畝1歩、地価金43円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-20
[地券](更級郡東福寺村3千417番字猫島西耕地9畝8歩、地価金33円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-21
[地券](更級郡東福寺村3千418番字猫島西耕地8畝29歩、地価金32円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-22
[地券](更級郡東福寺村3千419番字猫島西耕地1反1畝15歩、地価金41円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-23
[地券](更級郡東福寺村3千420番字猫島西耕地8畝24歩、地価金31円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-24

年3月5日に佐藤則通の所有に			
[地券](更級郡東福寺村3千421番字猫島西耕地1反2畝25歩、地価金46円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-25
[地券](更級郡東福寺村3千429番字猫島西耕地1反2畝9歩、地価金44円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡松代町持主飯島彦兵衛 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-26
[地券](更級郡小森村710番字西原耕地5畝18歩、地価金28円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本倉吉 裏書2つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-27
[地券](更級郡小森村651番字ツ越耕地5畝5歩、地価金26円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本倉吉 裏書2つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-28
[地券](更級郡小森村762番字西原耕地7畝29歩、地価金40円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本喜市 裏書2つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-29
[地券](更級郡小森村698番字西原耕地4畝23歩、地価金23円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本喜市 裏書2つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-30
[地券](更級郡小森村438番字福王寺耕地4畝13歩、地価金9円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-31
[地券](更級郡小森村438番字福王寺耕地8畝22歩、地価金43円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-32
[地券](更級郡小森村439番字福王寺耕地7畝12歩、地価金38円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主米沢金三郎 裏書3つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-33
[地券](更級郡小森村551番字福王寺耕地6畝1歩、地価金30円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主宮本仙太郎 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-34
[地券](更級郡小森村691番字西原耕地8畝19歩、地価金43円余) 長野県→同国(信濃国)埴科郡岩野村持主青木逸平 裏書1つ、明治13年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-35
[地券](更級郡小森村550番字福王寺耕地3畝18	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-36

2 真田家／家政／地券・土地登記

歩、地価金18円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主田野口友三郎 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に			
[地券](更級郡小森村769番字西原耕地8畝12歩、地価金42円余) 長野県→同国同郡(信濃国更級郡)小森村持主丸山三吉 裏書1つ、明治21年3月9日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-37
[地券](更級郡小森村400番字金井田耕地5畝28歩、地価金29円余) 長野県主事更科郡々長吉松集躬→同国同郡(信濃国更科郡)小森村持主中村富作 裏書2つ、明治19年11月27日に佐藤則通の所有に	明治13年7月10日	縦紙・1通	ね69-38
[地券](更級郡小森村128番字合戦場耕地9畝26歩、地価金50円余) 長野県→同国同郡(信濃国更科郡)小森村持主宮沢小右衛門 裏書1つ、明治20年3月5日に佐藤則通の所有に	明治12年3月10日	縦紙・1通	ね69-39
[地券](更級郡小森村212番字山表原野6畝12歩、地価金23銭余) 長野県→同国(信濃国)更科郡東福寺村持主玉井権右衛門 裏書1つ、明治22年4月3日に佐藤則通の所有に	明治12年11月1日	縦紙・1通	ね69-40
依田元金員借用証書并抵当書[金員借用証書](金400円並びに雨宮県村内田地3筆抵当・登記済) 埴科郡松代町千四百八番地借用人依田元・同郡同町千百九拾七番地右保証人宮下秀丈→東京市芝区琴平町貳番地真田幸正殿 「片岡代書用紙」罫紙、金員借用証書は活版、収入印紙付	明治42年9月7日	縦半・1冊	ね16
真田幸正土地抵当権消滅登記申請書[土地抵当権消滅登記申請書](明治40年10月登記分松代町土地282号等4筆分) 東京市芝区琴平町貳番地抵当権者真田幸正・埴科郡松代町五百六拾八番地右代理人長井知則→長野県裁判所松代出張所御中 「代書人 依田豊二郎」、申請書は活版・「抵当権消滅登記申請用紙」罫紙、その他青色罫紙	明治42年2月26日	縦半・1冊	ね17
(土地登記変更関係書類綴 明治20年3月～36年11月)		8点	ね18
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二付申請](地価修正のため埴科郡松代町13番口号字殿町城跡内3筆分登記変更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町貳番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡丸→長野区裁判所松代出張所御中	明治36年11月11日	縦半・1冊	ね18-1
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二付申請](明治34年4月11日直第825号により埴科郡松代町13番口号字殿町城跡内登記変更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町貳番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸	明治36年11月11日	縦半・1冊	ね18-2

正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→ 長野区裁判所松代出張所御中			
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](本反別へ畦畔組入により埴科郡松 代町43番字殿町城跡内畑登記変更につき並 びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華 族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代 町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松 代出張所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-3
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](買受登記申請誤謬により埴科郡東 福寺村大字森559番字福王寺等田2筆登記変 更につき並びに登記済の旨) 東京市芝区琴平 町式番地住華族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸 正・埴科郡松代町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→ 長野区裁判所松代出張所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-4
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](地目変換により埴科郡松代町2番イ 号字殿町等田2筆登記変更につき並びに登記 済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華族亡伯爵真 田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四拾番 地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松代出張所御 中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-5
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](開懇期明地価修正により埴科郡松 代町2番字殿町原野登記変更につき並びに登 記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華族亡伯 爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代町千四 拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松代出張 所御中	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-6
真田幸正土地登記変更申請書[土地登記変更二 付申請](開懇期明地価修正により埴科郡松 代町2番字殿町等2筆原野登記変更につき並 びに登記済の旨) 東京市芝区琴平町式番地住華 族亡伯爵真田幸民相続人伯爵真田幸正・埴科郡松代 町千四拾番地住士族代理人吉岡乳→長野区裁判所松 代出張所御中 赤色罫紙	明治36年11月11日	豎半・1冊	ね18-7
山田定則代理児玉九野右衛門代金受証文[御請 書](建家引払手当前書金109円受取につき) 山田定則代理児玉九野右衛門→真田御家扶佐藤則通 殿 赤色罫紙	明治20年3月31日	豎紙・1通	ね18-8

3 真田家／家政／交際など

真田家家令・家扶

(諸届綴 明治27年12月～30年4月)		3点	ね45
真田幸民家扶長井知建物新設届[建物新設届] (埴科郡松代町壱番に尾台根二階造土蔵新設 につき 付土蔵被せ絵図) 東京市芝区琴平町 式番地華族真田幸民家扶長井知→埴科郡松代町長小 野梅三郎殿 赤色罫紙	明治27年12月16日	縦紙・1通	ね45-1
真田幸世入社申込書[入社申込書](日本赤十字 社につき) 現住所長野県埴科郡松代町壱番地寄 留東京府華族真田幸民弟真田幸世代印長井知則→日 本赤十字社御中	明治27年12月16日	縦紙・1通	ね45-2
長井知則出届控[出届](牡馬1頭譲渡につき) 東京市芝区琴平町式番地真田幸民家扶長井知則→松 代町長小野梅三郎殿 赤色罫紙	明治30年4月1日	縦紙・1通	ね45-3
(新嘗祭への華族参賀関係書類)		5点	ね46
[御布告](封筒) 望月帰一郎→御用番様		封筒・1点	ね46-1
郡山他二藩御用回章(端裏書)[御用廻章写申 上](新嘗祭参賀並びに神事の旨太政官布告2 通到来につき) 郡山藩・岡山藩・和歌山藩→熊本 御藩・福井御藩・佐賀御藩他4藩公用人中様 端裏書「 公御用人」、太政官布告2通写	(明治)12月20日	横切継紙・1通	ね46-2
玉川一学申上書(端裏書)[御用廻章写申上](有 位の華族等天機伺他廻状高知藩へ順達願に つき) 玉川一学→ - 端裏書「公御用人」	(明治)11月20日	横切継紙・1通	ね46-3
玉川一学申上書(端裏書)[御布告申上](新嘗祭 へ有位の華族参賀の旨廻状高知藩へ順達願 につき) 玉川一学→ -	(明治)11月24日	横切継紙・1通	ね46-4
望月帰一郎用状(端裏書)[御用番様](御用廻状 写送付につき) 望月帰一郎→御用番様	(明治)11月24日	横切継紙・1通	ね46-5
真田幸民家扶小山田久米他一名弾薬盗難届 [記](ミニール銃弾薬・合薬等151円余分につ き) 従四位真田幸民家扶小山田久米・殿町用掛福田 勝敏→長野県権令榎崎寛直殿 青色罫紙	(明治)8年9月	縦半・1冊	ね47-1
真田幸民家扶小山田久米認取[紛失弾薬心当 之次第大略認取](紛失の状況等につき) 従四 位真田幸民家扶小山田久米→第十三区四小区戸長御 中 青色罫紙	明治8年9月	縦半・1冊	ね47-2
石和時郎御供米料受取証文[領収書](白鳥神社 御供米料につき) 小県郡郡村海野石和時郎→真田 家々扶長井知則殿	明治41年12月26日	切紙・1通	ね48

矢沢頼道寄付金受取証文〔受取証〕(東宮殿下遊覧所記念碑建築費へ30円につき) 右(東宮殿下遊覧所記念碑)建設主任矢沢頼道→伯爵真田家御家扶長井知則殿	明治40年5月22日	縦紙・1通	ね49
五明甚左衛門他三名歎願書〔以書付奉歎願候〕(丹波島久保寺岡村地所総論のため出張入費拜借につき) 五明甚左衛門・酒井市治・春日榮作→長谷川昭道殿・矢野唯見殿明治 赤色罫紙	明治12年7月	縦半・1冊	ね50
(旧表御納戸御徳居内山幸右衛門御賞関係書類綴明治8年10月～12月)		3点	ね51
水井周徳伺書(端裏書)〔旧表御納戸御徳居内山幸右衛門御賞之義伺〕(明治元年4月21日～27日まで宅方へ同職雇置昼夜尽力につき) 水井周徳→ -	(明治8年)10月	横切紙・1通	ね51-1
旧表御納戸御徳居内山幸左衛門伺書〔乍恐以書付奉伺候〕(明治元年4月下筋戦争にて六連紋旗50流製作等極密御用尽力の賞与の件につき) 旧表御納戸御徳居内山幸左衛門→御備懸様御中	明治8年亥10月	縦紙・1通	ね51-2
某用状(雇入にて御用遂行へは2朱支給願につき並び12月2日評議済みの旨に端裏朱書)	(明治8年)12月	切紙・1通	ね51-3

4 真田家／家政・家計／家禄・所得・諸用

真田家家令・家扶

大蔵大輔井上馨布告〔壬申十一月中御布告〕(家録支給割合につき) 大蔵大輔井上馨→ -	(明治5年)壬申6月10日	縦半・1冊	ね15
願人惣代滝沢才吉他三名願書〔以書面奉願上候〕(近藤駒治・小林喜助兩人取扱振の件につき) 願人惣代滝沢才吉・同亀田甚左衛門・同相沢喜作他1名→御家扶御中 赤色罫紙	明治12年12月24日	縦半・1冊	ね63
馬場大属用状(端裏書)〔九月十三達 戸籍御届書上ノ事〕(布告十八号と相違のため改め等につき) 馬場大属→渡辺大属殿 虫損大	9月4日	横切継紙・1通	ね64
柘植彦六伺書(端裏書)〔伺〕(布告十八号廃止の有無東京にて取調依頼につき) 柘植彦六→ - 全文鉛筆書	9月4日	横切継紙・1通	ね65
渡辺大属用状(端裏書)〔戸籍之儀ニ付来書 廿三日達ス〕(戸籍届の書式等につき) 渡辺大属→馬場大属殿	(明治)9月19日	横切継紙・1通	ね66
〔幸世様 兵役免許状〕(包紙) ね67・2入		包紙・1点	ね67-1
(真田幸世徴兵免許状) 第一旅管徴兵署→第一管 長野県大隊区長野県埴科郡松代町住真田幸世 一部活版	明治23年7月23日	切紙・1通	ね67-2

[所得金高届](公債利子金等、計2万2千90円)		横長半・1冊	ね68
--------------------------	--	--------	-----

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

真田家家令・家扶

[明治十三年分 米受留入 但品々入 但昨子より分](包紙) 紐付		包紙・1点	ね70-1
高橋作兵衛用状[記](社印秋味等代金引合願につき) 高橋作兵衛→舎御親方様	1月25日	横切継紙・1通	ね70-2
(黒川・百万川等代金受取につき)		切紙・1通	ね70-3
本郷吉右衛門米切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→	(明治13年)2月20日	切紙・1通	ね70-4
(蔵宿高橋与之助米切手綴 明治13年11月～12月) 切手有効期限10月期まで		12点	ね70-5
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印5俵七蔵分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万三様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-1
蔵宿高橋与之助米切手(二印米三入33俵久蔵分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-2
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入米18俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月3日	切紙・1通	ね70-5-3
蔵宿高橋与之助米切手(焼印玄米三二入6俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月26日	切紙・1通	ね70-5-4
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印三二入貢米1俵巳之松分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月26日	切紙・1通	ね70-5-5
蔵宿高橋与之助米切手(二印米1俵貢米吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月4日	切紙・1通	ね70-5-6
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入米4俵貢米吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月1日	切紙・1通	ね70-5-7
蔵宿高橋与之助米切手(二印貢米三二入2俵吉太郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月30日	切紙・1通	ね70-5-8
蔵宿高橋与之助米切手(焼二印玄米3俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万三様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月25日	切紙・1通	ね70-5-9
蔵宿高橋与之助米切手(二印三入4俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→	明(明治)13年12月3日	切紙・1通	ね70-5-10

齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで			
蔵宿高橋与之助米切手(二焼印朱三入6俵道五郎分受取につき) (平鹿田根森村蔵宿高橋与之助)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年12月5日	切紙・1通	ね70-5-11
蔵宿高橋与之助米切手(二焼印3俵久蔵分受取につき) (ヒラカタ村蔵宿善治)→齊藤万蔵様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月22日	切紙・1通	ね70-5-12
船頭内蔵船源之助用状[記](石野より依頼分米金等書上につき) 船頭内蔵船源之助→舎御親方様 ね70-6~9は巻込一括	明(明治12年)卯極月	切紙・1通	ね70-6
船頭久吉用状[記](米引取依頼につき) 船頭久吉→舎御親方様 「済」、ね70-5~8は巻込一括	明(明治12年)卯2月24日	切紙・1通	ね70-7
九二用状[記](明治14年3月9日分大抱1丈につき) 九二→舎様 ね70-6~9は巻込一括	(明治13年)2月	切紙・1通	ね70-8
某用状[記](卯年4月~5月作喰等入作米勘定書) ね70-6~9は巻込一括	(明治12年4月27日~5月26日)	切紙・1通	ね70-9
某用状(惣書出2千65円余につき) ね70-6~13は巻込一括		切紙・1通	ね70-10
相場司用状[記](小出し分等金銭勘定書) 相場司→舎様御社御中 ね70-6~13は巻込一括	(明治12年)卯2月8日	切紙・1通	ね70-11
(本郷吉右衛門米切手綴 明治13年1月~14年1月)		10点	ね70-12
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵2斗余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿 ね70-11~14は巻込一括	明治14年巳1月7日	切紙・1通	ね70-12-1
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-12-2
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-12-3
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治)14年辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-12-4
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	明治14年辛巳1月4日	切紙・1通	ね70-12-5
本郷吉右衛門米受取切手(米9俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月3日	切紙・1通	ね70-12-6
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月10日	切紙・1通	ね70-12-7
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月13日	切紙・1通	ね70-12-8
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-12-9
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→今泉ノ伝三郎殿	(明治13年)庚辰12月11日	横切継紙・1通	ね70-12-10

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

(断簡) ね70 - 10~13は巻込一括		断簡・1点	ね70-13
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿 ね70 - 10~13は巻込一括	(明治12年)乙卯12月28日	切紙・1通	ね70-14
鎌口秀七用状(25円借用願につき) (鎌口)秀七 →(舎様御内)弥一郎様	明(明治)12月28日	切紙・1通	ね70-15
官林新田村役場[救荒預備上納金割](金2円2銭 9厘上納依頼につき) 官林新田村役場→本郷吉 右エ門殿	明治13年1月	縦紙・1通	ね70-16
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ重兵衛殿	(明治13年)庚辰2月3日	切紙・1通	ね70-17
本郷吉右衛門米受取切手(米13俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下夕関ノ三助殿	明治13年庚辰2月9日	切紙・1通	ね70-18
本郷吉右衛門米受取切手(米17俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ重兵衛殿	明治13年庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-19
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治13年)辰1月5日	切紙・1通	ね70-20
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	明治13年辰2月5日	切紙・1通	ね70-21
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治12年)乙卯12月5日	切紙・1通	ね70-22
本郷吉右衛門米受取切手(貢米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ十衛殿	(明治12年)乙卯11月13日	切紙・1通	ね70-23
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地重兵衛殿	(明治12年)卯11月7日	切紙・1通	ね70-24
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	明治13年2月6日	切紙・1通	ね70-25
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治12年)卯11月6日	切紙・1通	ね70-26
本郷吉右衛門米受取切手(米15俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-27
本郷吉右衛門米受取切手(米15俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	明治13年辰ノ2月7日	切紙・1通	ね70-28
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治12年)卯11月9日	切紙・1通	ね70-29
本郷吉右衛門米受取切手(米12俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→藤木ノ新十郎殿	(明治12年)卯12月15日	切紙・1通	ね70-30
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治13年)庚辰1月22日	切紙・1通	ね70-31
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→幸助殿	(明治12年)乙卯12月19日	切紙・1通	ね70-32
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下境ノ清左衛門殿	(明治13年)辰ノ1月26日	切紙・1通	ね70-33

根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米3斗2俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治12年卯11月24日	切紙・1通	ね70-34
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治13年)庚辰2月3日	切紙・1通	ね70-35
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治12年)庚辰12月5日	切紙・1通	ね70-36
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村清左衛門分貢米3斗2升入受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治12年卯12月11日	切紙・1通	ね70-37
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰2月7日	切紙・1通	ね70-38
根つ川村八右衛門米受取切手(平俵米4俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治13年)庚辰2月2日	切紙・1通	ね70-39
(本郷吉右衛門米切手綴 明治13年1月～12月)		6点	ね70-40
本郷吉右衛門米受取切手[証](米16俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳清八殿	明治13年庚辰1月31日	切紙・1通	ね70-40-1
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳清八殿	明治13年庚辰12月20日	切紙・1通	ね70-40-2
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月19日	切紙・1通	ね70-40-3
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月18日	切紙・1通	ね70-40-4
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月14日	切紙・1通	ね70-40-5
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳ノ清八殿	(明治13年)庚辰12月13日	切紙・1通	ね70-40-6
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→宮林ノ四兵衛殿	(明治14年)辛巳1月2日	切紙・1通	ね70-41
本郷吉右衛門米受取切手(米48俵受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月5日	切紙・1通	ね70-42
本郷吉右衛門薪受取切手(米170束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-43
本郷吉右衛門薪受取切手(米156束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田村(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月4日	切紙・1通	ね70-44
本郷吉右衛門薪受取切手(米66束受取につき)(本郷舎)本郷吉右衛門→松田村(佐藤)儀八郎殿 ね70-46に巻込一括	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-45

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など

本郷吉右衛門金銭受取証文(15円につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→松田ノ佐藤儀八郎殿 ね70-42~45を巻込一括	明治14年巳1月5日	切紙・1通	ね70-46
本郷吉右衛門券状書換委任状[券状書換委任状](本郷信五郎分等128枚分) 本郷吉右衛門→県下長野町田代直吉殿 青色罫紙	明治11年12月	縦紙・1通	ね70-47
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)巳2月3日	切紙・1通	ね70-48
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治12年)卯11月28日	切紙・1通	ね70-49
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ幸助殿	(明治13年)庚辰ノ2月2日	切紙・1通	ね70-50
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→(千台谷地)幸助殿	(明治12年)乙卯12月7日	切紙・1通	ね70-51
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治12年)卯11月5日	切紙・1通	ね70-52
本郷吉右衛門米受取切手(米8俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯12ノ月3日	切紙・1通	ね70-53
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯11月14日	切紙・1通	ね70-54
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治12年)乙卯11月20日	切紙・1通	ね70-55
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→(千台谷地)幸助殿	(明治13年)辰10月25日	切紙・1通	ね70-56
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村蔵助分官米3斗2升入受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	明治13年辰12月15日	切紙・1通	ね70-57
根つ川村八右衛門米受取切手(下境村蔵助分16俵受取につき) 根つ川村八右衛門→(本郷舎)本郷吉右衛門殿	(明治14年)辛巳1月2日	切紙・1通	ね70-58
本郷吉右衛門米受取切手(米3升受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下境ノ庫之助殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-59
本郷吉右衛門米受取切手(米7俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→内山村勘十郎殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-60
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳善兵衛殿	(明治14年)辛巳1月24日	切紙・1通	ね70-61
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→二本柳善兵衛殿	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-62
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ善兵衛殿	(明治13年)庚辰3月14日	切紙・1通	ね70-63
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→庫之助殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-64
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→蔵之助殿	(明治13年)庚辰11月21日	切紙・1通	ね70-65

(米受取切手綴 明治13年12月～14年10月)		13点	ね70-66
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵余受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰12月17日	切紙・1通	ね70-66-1
本郷吉右衛門米受取切手(米3俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→仙台谷地幸助殿	(明治13年)庚辰12月19日	切紙・1通	ね70-66-2
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-3
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-4
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月6日	切紙・1通	ね70-66-5
本郷吉右衛門米受取切手(米4俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	明治13年辛巳12月21日	切紙・1通	ね70-66-6
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地幸助殿	(明治14年)辛巳1月1日	切紙・1通	ね70-66-7
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-66-8
本郷吉右衛門米受取切手(米1俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ孝助(幸助)殿	(明治14年)辛巳1月28日	切紙・1通	ね70-66-9
本郷吉右衛門米受取切手(米2俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→逢西孝助(幸助)殿	(明治14年)辛巳10月28日	切紙・1通	ね70-66-10
本郷吉右衛門米受取切手(米5俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→千台谷地ノ幸助殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-66-11
本郷吉右衛門米受取切手(米10俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→逢西ノ幸助殿	(明治14年)辛巳10月28日	切紙・1通	ね70-66-12
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→下西ノ幸助殿	(明治14年)辛巳1月27日	切紙・1通	ね70-66-13
某用状[記](午正月・戌正月より証書にて取替 金書書書上) →山七様	(明治13年)辰2月	切紙・1通	ね70-67
蔵宿高橋与之助米切手(貢米2俵につき)平鹿田 (根森村)藤吉与之助・(蔵宿高橋)与之助→本郷(吉右 衛門)様 切手有効期限10月期まで	明(明治)13年11月23日	切紙・1通	ね70-68
本郷吉右衛門米受取切手(米6俵受取につき) (本郷舎)本郷吉右衛門→中吉田ノ与之助殿	明治14年辛巳1月3日	切紙・1通	ね70-69
船頭市二郎用状[記](3月10日～明治14年1月8 日まで米代金引合願につき) 船頭市二郎→本 郷吉右衛門様	(明治13年)辰1月	切紙・1通	ね70-70
本郷吉右衛門米受取切手(貢米10俵受取につ き、炭消抹消) (本郷舎)本郷吉右衛門→川向茂助 殿	明治13年2月5日	切紙・1通	ね70-71
(地所買入諸入費請求書類綴 明治13年3月～20 年5月)		3点	ね54
佐藤則通他一名金銭受取証文[証](東福寺村方	明治13年辰3月	豎半・1冊	ね54-1